



平成 24 年 5 月 10 日

各 位

上場会社名 株式会社タチエス
代表者名 代表取締役社長 田口 裕史
本社所在地 東京都昭島市松原町 3 丁目 3 番 7 号
(コード番号 7239 東証第一部)
問合せ先 取締役 野上 義之
(TEL 042-546-8112)

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 21 年 6 月 26 日開催の当社第 57 回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「現行プラン」といいます。）を導入することをご承認頂きましたが、現行プランの有効期間は平成 24 年 6 月 27 日開催予定の当社第 60 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。現行プランの有効期間満了に先立ち、当社は社会・経済情勢の変化及び企業価値並びに株主共同の利益の確保と向上の観点から検討を重ねてまいりました。その結果、平成 24 年 5 月 10 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、現行プランの内容を一部改定した（以下改定されたプランを「本プラン」といいます。）うえで継続することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本プランにおける現行プランからの変更点は次のとおりです。

- (1) 取締役会が買付者等に対して追加的に情報提供を請求する期間の上限を最大で 60 日間とする旨を明記しました。
- (2) その他文言の整理を行いました。

当該決定においては、当社社外取締役 1 名を含む取締役 8 名全員が賛成し、また、社外監査役 2 名を含む監査役 4 名全員が具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランの継続に賛成する旨述べております。

また、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

I. 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念及び企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

もとより、当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきでないと考えておりますが、大規模買付行為の中には、係る行為の目的が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害す

る恐れのあるもの、当社の株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する取組み

(1) 当社の企業価値の源泉

当社は、創業以来、自動車シートの専門メーカーとして、多くの自動車メーカーよりお取引さしていただいております。このビジネスの特長を活かして、今日まで事業を維持発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定されているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

当社は長期の事業目標を実現するために、中期事業計画の実行を通して、国内事業の強化はもとより、事業形態をグローバル化し、企業価値の向上を目指しております。この実行に当たっては、ビジネスの拡大が前提条件となり、そのためにも当社の独自性を維持することが不可欠であります。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社が関連する自動車業界におきましては、一段と成熟化が進み、今後国内での生産量の増加は期待できない大変厳しい状況にあります。こうした環境の中、得意先自動車メーカー各社は生き残りを賭けた新たな中長期の成長戦略を掲げ、グローバルで活動を推進しており、当社もこの新戦略の流れ、とりわけ新興国を中心とした事業展開に挑戦することが、生き残りをかけた正念場であると認識しております。そこで当社は、平成 28 年度を到達年度とする次期ビジョン『Global Challenge 1 7 7 (以下『GC1 7 7』という。)]』を新たに定め、以下の 3 つの長期目標を掲げ、グローバルで生き残る競争力のある事業体質を目指してまいります。なお、平成 21 年度より活動してまいりました『Challenge 1 5』の目標は、『GC1 7 7』の活動の中で早期に達成してまいります。

- ・品質 No. 1
- ・営業利益率 7 %
- ・世界生産シェア 7 %

具体的な方策につきましては、下記 6 つの重要戦略に則って実施してまいります。

<グローバル事業戦略>

得意先戦略に挑戦し、コスト・商品技術力において競争力あるグローバル事業戦略を立案し、受注を拡大していきます。また、海外統括機能を強化するため、本社

と各拠点の役割を明確化し、体制の整備とグローバル人材の育成を進めてまいります。

<開発戦略>

グローバル開発4極体制を確立したことに伴い、競争力ある固有・基盤技術、魅力ある商品化技術（コア技術の開発）をさらに充実させると共に、各得意先のグローバル開発に対応するため、海外各拠点の開発体制を拡充してまいります。

<モノづくり戦略>

新たに開設した「技術・モノづくりセンター」を基盤として、固有技術の強化と人材育成を図り、モノづくりの標準化をさらに充実させ、海外各拠点へ展開してまいります。また、国内外各拠点において生産拠点の最適化を進めてまいります。

<調達戦略>

地域統括会社との連携を図り、グローバル本社機能と海外各拠点の調達機能を強化し、グローバルで最適なサプライヤーを発掘すると共に、サプライチェーンを強化し、コスト競争力を強めてまいります。

<品質保証戦略>

グローバル品質保証体制を拡充し、ラグジュアリーブランド品質の確立を実現し、得意先品質目標の達成と品質 No. 1 を目指してまいります。

<事業構造改革戦略>

国内外事業の最適化を進め、中国浙江省に新設したフレーム会社をはじめとしてグローバルでのシート部品ビジネス体制の強化と拡大を図ってまいります。また、グローバル対応力を強化・充実させるため、人材の育成や経営管理システムの構築を進めてまいります。

当社は、これらの重要戦略を実現するための諸施策を着実に実行することにより、グローバル・シート・システム・クリエイターとしての基盤を強化し、世界で存在感ある企業を目指していききたいと考えております。

(3) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の透明性と効率性の向上を図り、企業価値の最大化に努め、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応えることをコーポレート・ガバナンスの基軸として、事業を推進しております。

また、これらを実践し社会から信頼される企業であり続けるため、倫理委員会やコンプライアンス委員会の設置、さらには社内通報制度の導入を行い、社内体制の整備と強化を図ると共にコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図っております。

取締役の任期は、経営責任の明確化と経営環境の変化に応じて最適な経営体制を機動的に構築するために、1年としております。

当社取締役会は、取締役8名（うち社外取締役1名）で構成され、法令・定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について決定すると共に、業務執行の監督を行っています。また、取締役会の下部機関として、最高執行責任者以下執行役員全員で構成する執行役員会を設置し、取締役会決議事項を除く重要な事項の決定、重要事項の

審議及び報告を行っております。

当社監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、事業所での調査等を通じて取締役の職務執行並びに当社及び子会社の業務や財産の状況等について監査を実施しております。

III. 本プランの目的

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様において買収提案等に応じるか否かについての適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間を確保すること、当社取締役会等において大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保すること、並びに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうと認められる大規模買付行為に対する対抗措置を予め明らかにすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うことを目的としております。

なお、平成24年3月31日現在における当社の大株主の状況は、参考資料3「当社の大株主の状況（平成24年3月31日）」のとおりです。また、本日現在、当社に対し、当社株式等の大規模買付行為に関する提案はなされておられません。

IV. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランにおける手続

本プランにおける手続の流れの概要は、参考資料4「本プランの手続フロー図（概要）」に記載しておりますが、各手続における具体的内容は、以下のとおりです。

①対抗措置発動の対象となる大規模買付行為

本プランは以下の（i）又は（ii）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認した行為を除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合を対抗措置発動の適用対象とし、大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。）について、保有者（注1）の株式等保有割合（注2）が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。）について、公開買付け（注3）に係る株式等の株式等所有割合（注4）及びその特別関係者（注5）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者（同条第3項に基づき保有者に含まれる

者を含みます。)及び同条第5項に規定される共同保有者(同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)を含むものとします。以下同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」を意味するものとします。以下同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

②意向表明書の事前提出

買付者等は、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)を遵守する旨の誓約文言等を日本語によって記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により、当社取締役会に対し提出していただきます。なお、当社は、買付者等から意向表明書が提出された場合、当社取締役会が株主様において買付者等及び大規模買付行為が株主共同の利益に適うか否かの判断に資すると判断した事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に則り適時適切に開示いたします。

意向表明書に記載していただく具体的な記載事項は、以下のとおりです。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は本店、事務所等の所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 誓約文言

法令等及び大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言

(iii) 当社の株式等の保有及び取引状況

買付者等が現に保有する当社の株式等の数及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iv) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要

買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数並びに大規模買付行為の目的として支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡又は重要提案行為等(注6)その他の目的がある場合には、その旨及び内容(目的が複数ある場合には、全部を記載)

(注6) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

③買付者等からの必要かつ十分な情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等は、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社取締役会は、意向表明書が当社取締役会に届いた日から10営業日（注7）以内に、買付者等に対して、原則として下記（i）ないし（xi）に記載する事項を含む当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切にご判断されるため、又は当社取締役会及び特別委員会において当該大規模買付行為の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会は適宜回答期限（原則として最初に本必要情報の提供を受けた日から起算して60日を上限とします。（以下「追加情報提供期限」といいます。））を定め、買付者等に本必要情報の追加的な提供を請求します。

当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かのご判断に必要であると認められる情報については、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に則り適時適切に開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）すると共に、速やかにその旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に則り適時適切に開示いたします。

なお、本必要情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は、利用する手段方法を問わず日本語に限るものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注8）、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者への対応方針
- (x) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無及びこれらに対する対処方針
- (xi) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

（注7）営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日を行います。

（注8）金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、買付者等により本必要情報が提供された後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、いずれの期間の場合も情報提供完了通知の発送日の翌日もしくは追加情報提供期限の日の翌日のいずれか早い日から起算するものとし、当社が取締役会評価期間の設定の事実を開示するに当たり、（i）又は（ii）のいずれの期間が適用されるか（具体的な期間を含みます。）についても同時に開示します。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大
60日間
- (ii) その他の大規模買付行為の場合には最大 90日間

ただし、上記（i）又は（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は、取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。なお、延長の期間は最大 30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、本必要情報に基づき、当社の企業価値及び株主様の共同の利益の確保・向上の観点より、大規模買付行為について評価、検討、意見形成、代替案立案及び買付者等との交渉を行うものとし、具体的には、当社取締役会は、大規模買付行為に関する十分な評価、検討を行ったうえ、大規模買付行為に関す

る当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知すると共に、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

また、当社取締役会は、必要に応じて、適宜当社取締役会から独立した第三者たる外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等、以下「外部専門家」といいます。）の助言を得るものとし、外部専門家費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、当社が負担するものとします。なお、後記する特別委員会からの勧告があった場合又は特別委員会が外部専門家より助言を受けた場合であっても、これとは別途に当社取締役会は外部専門家より助言を受けることがあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する特別委員会の勧告

本プランの継続に当たり、当社は、大規模買付行為への対抗措置の発動等についての当社取締役会の恣意的判断を排除し、判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、特別委員会規定（その概要については参考資料1をご参照ください。）に従い、当社取締役会により適格者として選任された当社社外取締役、当社社外監査役等により構成される特別委員会を設置します。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重すると共に、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時点における特別委員会委員の就任予定者5名については、参考資料2をご参照ください。

特別委員会は、以下のとおり、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非につき勧告を行うものとし、その際、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、外部専門家（ただし、当社取締役会が助言を受け、又は受ける予定の外部専門家を除きます。）の助言を得ることができるものとし、なお、特別委員会が当社取締役会に対して以下の(i)から(iii)までに定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に開示いたします。

(i) 買付者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

特別委員会は、買付者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合（追加情報提供期限内に、大規模買付の内容を判断するために合理的に必要とされる情報の提供が買付者等からなされない場合を含みます。）には、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告するものとし、

(ii) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものと認められる場合

特別委員会は、買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものと認められる場合には、取締役会評価期間内において当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。

この場合、当社取締役会は、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様

の意思を確認するために下記⑥に定める手続を行うものとします。

なお、下記に掲げる「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」のいずれかに該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものに該当することとします。

「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する恐れがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な顧客、従業員、取引先、その他の利害関係者との関係が破壊されることが予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる恐れがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値

に比べ、劣後すると判断される場合

9. 買付者等の経営陣又は主要株主もしくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(iii) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

特別委員会は、上記(i)及び(ii)に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

⑥株主総会の開催（株主の皆様の意思確認手続）

当社取締役会は、特別委員会が上記⑤(ii)に従って対抗措置を発動すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、対抗措置の発動の是非に関し株主の皆様の意思を確認するために、株主総会を開催するものとします。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関する株主総会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に情報開示を行います。

⑦取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める特別委員会の勧告を最大限尊重したうえ、当社取締役会の責任において対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。上記⑤(i)に従い特別委員会が対抗措置を発動すべきと勧告した場合において、当社取締役会が当該勧告を受けて対抗措置の発動を決定した場合、大規模買付ルールを遵守しない買付者等に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。なお、対抗措置の発動においては、諸般の状況を勘案したうえ、買付者等を不当に利することになるような経済的対価は交付しない方針です。したがって、大規模買付ルールは、これを無視して大規模買付行為を行うことのないように買付者等に事前に注意を喚起するものであります。また、上記⑤(iii)に従い特別委員会が対抗措置を発動すべきでないとの勧告をした場合には、原則として不発動の決議を行うこととします。

また、上記⑥に従い株主総会を開催した場合には、その発動の可否に関する株主の皆様の意思決定に従い、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に情報開示を行います。

⑧対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑦の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・

向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、株主及び投資家の皆様に情報開示を行います。

⑨大規模買付行為の開始

買付者等は、大規模買付ルールを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議に基づき発動する対抗措置の主な内容としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定していません。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、下記の「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑧に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑧に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

「新株予約権無償割当ての概要」

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の内容

①本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める数とします。なお、対象株式数が1株未満となる場合には、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主に對し、その端数に応じて分配します。

②本新株予約権の行使に際して出資される財産の額（権利行使価額）

当社普通株式1株当たり1円以上として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

③本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

④本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者（注9）、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者（注10）、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) 上記(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6) 上記(1)から(5)までに該当する者の関連者（注11）（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

⑤当社が本新株予約権を取得できること及び取得事由

(ア) 対抗措置発動としての当社による取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。

(イ) 対抗措置発動の停止の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

なお、これらの本新株予約権の取得事由の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

⑥ 本新株予約権の行使期間その他の事項

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(注9) 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注10) 公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含まず。)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注11) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含まず。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

5. その他の事項

本新株予約権無償割当てにおいて必要なその他の事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成27年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(下記V.(6)参照。)

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更又は税制、裁判例等の変更により、本プランの実質を変更することなく文言等の修正が必要となった場合には、合理的に必要と認められる範囲内で、特別委員会の確認を得たうえで、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実（法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除く）及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主及び投資家の皆様に情報開示を行います。

V. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において示された三原則である①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の全てを充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲ.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされようとする際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断され、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報を提供すると共に、妥当な期間を確保し、株主の皆様のために当社取締役会が買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主の皆様の意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を行う場合に特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非につき、株主総会において株主の皆様の意思を直接確認するものです。

また、当社は、本プランを本定時株主総会にお諮りする予定であることを併せて当社取締役会で決議しております。上記Ⅳ.(3)に記載のとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。このように、本プランの導入、変更及び廃止に関して、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みを確保しています。

(4) 独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示

当社は、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置します。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役を含む社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は、必要に応じ特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営

が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅳ.(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅳ.(3)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が現在1年のため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

Ⅵ. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記Ⅳ.(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。なお、株主及び投資家の皆様に影響を及ぼすような買付者等の動向を当社が把握した場合、当社は速やかに情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、全員が、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権を無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記Ⅳ.

(1) ⑧に記載の手續等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する

当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の申込手続等の要否

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれては、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み手続は不要となります。なお、対抗措置の発動として、又は停止としての本新株予約権の当社による取得に際し、株主の皆様に特段の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

特別委員会規定の概要

1. 目的

株式会社タチエス（以下「当社」という。）は、第60回定時株主総会において承認可決された当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」という。）における対抗措置の発動及び不発動に関する当社取締役会の判断の合理性及び相当性を担保することを目的として、特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会の決議事項等

- (1) 委員会は、以下の各号に記載される事項について、買収提案者及び買収提案の内容等に関する情報を十分に収集し、当社取締役会から独立した立場において、株主共同の利益の観点から慎重に検討を行ったうえ、決議する。
 - ① 本プランにおける対抗措置の発動又は不発動
 - ② 本プランにおける対抗措置の中止又は発動の停止
 - ③ 本プランの変更
 - ④ その他本プランに関連して当社取締役会が任意に委員会に諮問する事項
- (2) 委員会は、買収提案者や買収提案の内容等についての情報及び資料を収集するに当たり、当社代表取締役、当社取締役会等に対し、必要な情報及び資料を収集して委員会に報告するよう求めることができる。
- (3) 委員会は、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士その他外部専門家に対し、当社の費用負担により助言を求めることができる。

3. 取締役会に対する勧告及び取締役会の尊重義務

- (1) 委員会は、前条第1項に定める事項に関する決議内容について、委員会勧告、当該勧告を行う理由及びその根拠を書面にて当社取締役会に提出する。
- (2) 当社取締役会は、前項の委員会勧告を最大限尊重し、前条第1項に定める事項を決議しなければならない。

4. 資格等

- (1) 委員会の委員は3名以上とし、当社取締役会が選任する。ただし、社外取締役及び社外監査役は、委員として選任しなければならない。
- (2) 委員は、以下の要件を満たす者の中から選任されるものとする。
 - ① 過去に当社又はその子会社（会社法第2条第3号にいう「子会社」をいう。以下、当社又はその子会社を合わせて「当社等」という。）の取締役（ただし、社外取締役を除く。本条において、以下同じ。）、監査役（ただし、社外監査役を除く。本条において以下同じ。）又は支配人その他の使用人となることがなく、かつ、現に当社等の取締役、監査役又は使用人でない者

- ② 過去に当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号にいう「特定関係事業者」をいう。）の業務執行者となることがなく、かつ、現に当社の特定関係事業者の業務執行者でないこと
- ③ 過去に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことがなく、また受ける予定がないこと
- ④ 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者でないこと

5. 任期

委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を認める。

6. 議長

委員会は、委員の互選により議長を選任する。

7. 招集権者

- (1) 委員会は、当社取締役会の決議に基づき取締役会議長が招集する。
- (2) 委員は、必要があると認めるときは、当社取締役会に対し、委員会を招集するよう請求することができる。

8. 運営

- (1) 委員会は、必要に応じ、前条の規定に従って招集・開催される。
- (2) 委員会は、当社取締役に対し、議決権を有しないオブザーバーとして委員会に出席し、必要な事項に関する説明を行うよう求めることができる。

9. 決議要件

委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

10. 委員会決議が成立しない場合の措置

各委員の意見が一致しない場合又は委員の過半数の出席ができず委員会決議が成立しない場合には、各委員は、それぞれの個別意見に理由及び根拠を付して当社取締役会に勧告する。

11. 各委員の守秘義務

委員会の各委員は、第2条第1項の審議・決議を行うに当たり知り得た情報並びに委員会勧告又は個別勧告の内容、その理由及び根拠について、事前に当社取締役会の了解を得ることなく、第三者に開示してはならない。ただし、委員会又は各委員が、委員会勧告又は個別勧告の内容、その理由及び根拠について第三者に開示することを求めた場合には、当社取締役会はこれを開示しなければならない。

特別委員会委員の氏名・略歴

氏名	木津川 迪洽	(きつかわ みちひろ)
略歴	昭和 50 年 4 月	第一東京弁護士会登録 谷川八郎法律事務所勤務
	昭和 52 年 4 月	木津川迪洽法律事務所設立
	平成 11 年 4 月	クローバー法律事務所設立 パートナー (現任)
	平成 18 年 6 月	当社社外取締役 (現任)
		当社特別委員会委員 (現任)
	平成 23 年 4 月	日本弁護士連合会副会長、第一東京弁護士会会長
氏名	宮下 卓也	(みやした たくや)
略歴	昭和 37 年 4 月	三井造船株式会社入社
	平成 4 年 3 月	昭和飛行機工業株式会社入社
	平成 5 年 6 月	同社取締役
	平成 9 年 6 月	同社常務取締役
	平成 13 年 6 月	同社顧問
	平成 15 年 6 月	当社社外監査役
	平成 18 年 6 月	当社特別委員会委員 (現任)
氏名	一法師 信武	(いっぽうし のぶたけ)
略歴	昭和 46 年 8 月	ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所 (現有限責任あずさ監査法人) 入所
	昭和 50 年 3 月	公認会計士登録
	昭和 51 年 1 月	監査法人東京丸の内事務所 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所
	平成 17 年 2 月	税理士登録
	平成 17 年 4 月	東北大学会計大学院教授
	平成 18 年 6 月	当社特別委員会委員 (現任)
	平成 19 年 6 月	当社社外監査役 (現任)
氏名	木下 徳明	(きのした のりあき)
略歴	昭和 41 年 6 月	公認会計士登録 木下公認会計士事務所開設
	昭和 47 年 4 月	中央大学商学部兼任講師
	昭和 59 年 10 月	監査法人井上達雄会計事務所代表社員
	平成 5 年 10 月	朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 代表社員
	平成 14 年 4 月	中央大学商学部教授
	平成 18 年 6 月	当社特別委員会委員 (現任)
		三井造船株式会社補欠監査役 (現任)
	平成 19 年 6 月	当社補欠監査役 (現任)
	平成 22 年 6 月	トッパン・フォームズ株式会社社外監査役 (現任)
氏名	松尾 慎祐	(まつお しんすけ)
略歴	平成 9 年 4 月	東京弁護士会登録 さくら共同法律事務所入所
	平成 18 年 6 月	さくら共同法律事務所パートナー (現任)
	平成 23 年 6 月	当社社外監査役 (現任)
		当社特別委員会委員 (現任)

(注) 木津川迪洽氏は会社法第 2 条 15 号に定める社外取締役です。

一法師信武氏及び松尾慎祐氏は会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。

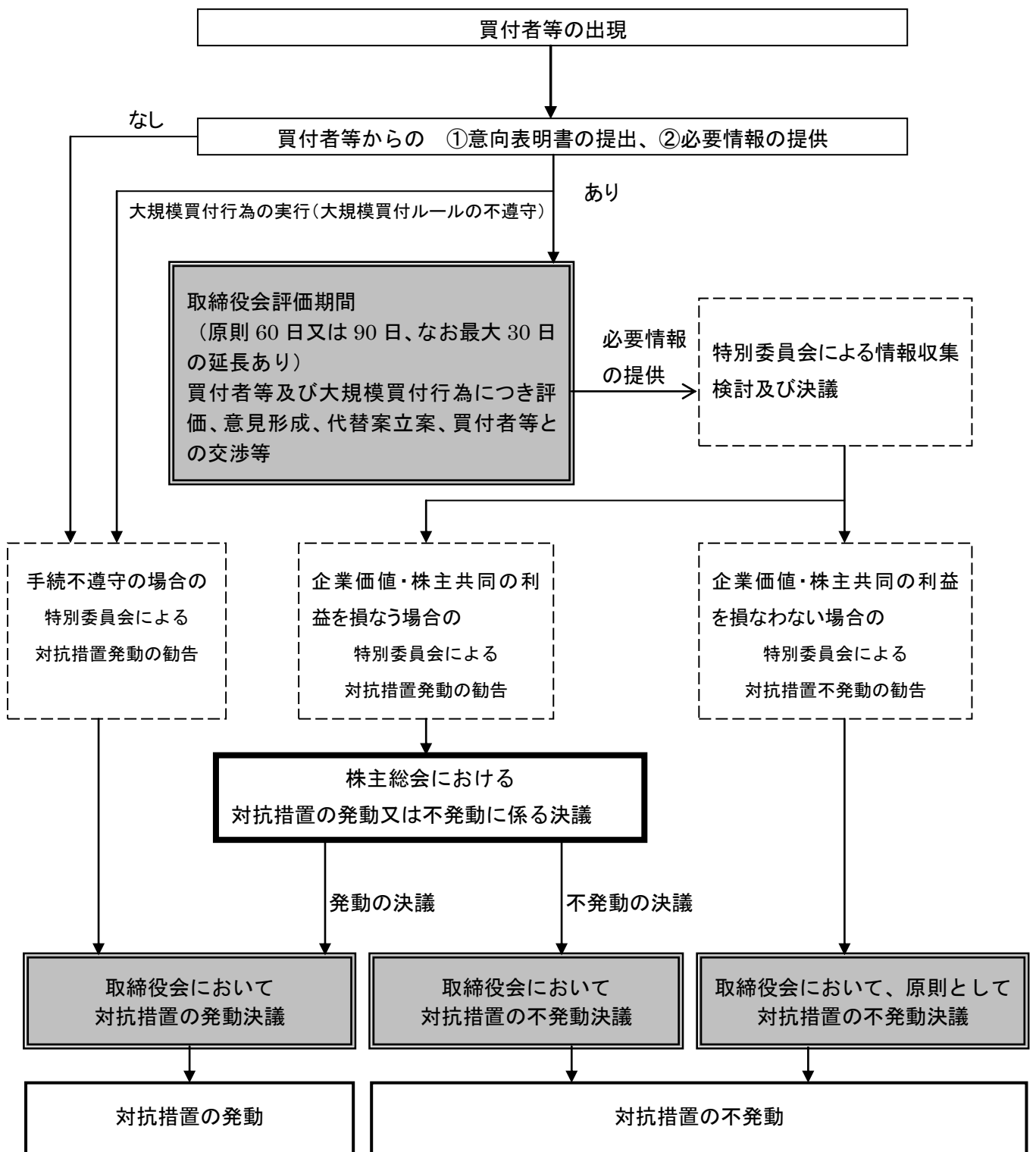
当社の大株主の状況（平成 24 年 3 月 31 日）

株 主 名	持 株 数 (千株)	出 資 比 率 (%)
ジョンソンコントロールズ株式会社	1,800	5.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,695	5.16
日野自動車株式会社	1,521	4.63
株式会社齊藤	1,514	4.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,303	3.97
タチエス取引先持株会	1,073	3.27
齊藤 静	1,046	3.19
河西工業株式会社	905	2.76
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT－TREATY CLIENTS	758	2.31
株式会社三井住友銀行	750	2.28

※上記の他、当社が保有しております自己株式 2,182,512 株があり、出資比率は、発行済株式総数から自己株式を減じた株式数（32,840,334 株）を基準に算出し、小数点第 3 位を四捨五入して表示しております。

※持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

本プランの手続フロー図（概要）



以上